

答申第162号

平成26年4月15日

神戸市教育委員会

委員長 森本純夫様

神戸市情報公開審査会

会長 米澤広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成25年6月4日付教委庶第1047号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特別展「中国 王朝の至宝」の協定書の非公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

『中国 王朝の至宝』協定書」を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市立博物館の特別展『中国 王朝の至宝』について、開催に係る契約内容がわかる文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条に基づき、教育委員会から公開請求に対する公開決定等の事務について委任を受けた教育長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、『中国 王朝の至宝』協定書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、これを非公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、非公開とされた本件公文書の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 25 年 4 月 12 日付の審査請求書及び平成 25 年 9 月 20 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求した文書の公開を求める。神戸市の情報公開制度は公開するのが原則である。非公開理由として、公開すると企業の権利・利益を侵害するとしているが、想像に過ぎない。公開して初めて侵害するかどうか分かる。想像だけで非公開とすることには納得できない。
- (2) もし企業の権利・利益を侵害する部分があるとしても、神戸市に関する部分だけを切り離して公開できるのではないか。企業の情報は求めておらず、神戸市の契約内容を知りたいのである。
- (3) 公開文書がなく、言葉だけで非公開と言われても信用できない。部分的に非公開であっても何らかの文書を手に入れたい。非公開の理由がない部分があるはずで、例えば日付や「神戸市」という文言だけなら公開できるはずである。非公開部分を除くと意味のある情報が残らないと通常思われる場合でも、請求者にとっては意味のある情報である可能性がある。
- (4) 何らかの形で公開できるよう、今後は契約のやり方を工夫してほしい。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 25 年 6 月 27 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 8 月 28 日

の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公開請求のあった協定書は、神戸市と民間事業者とが一体となって行う事業の枠組みを取り決めたものであり、事業の開催の都度、主催者間で合意した展覧会の制作に係る重要な事項やノウハウが記載されている。協定書を公開することは展覧会の制作に係る重要な事項やノウハウを公開することになるため、展覧会を制作するうえでの権利や競争上の地位その他正当な利益を侵害する可能性が高いと判断した（条例第 10 条第 2 号アに該当）。

協定書がこうした性格のため、内容については守秘義務が課せられているが、神戸市が今回守秘義務を守らず、一部でも公開した場合、民間事業者との信頼関係を損なうことになり、今後展覧会の開催が著しく困難になり、結果的に市民に不利益を与えると判断した（条例第 10 条第 5 号イに該当）。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、神戸市立博物館において特別展「中国 王朝の至宝」（以下「本件特別展」という。）を開催するにあたって、神戸市と事業者が締結した協定書である。

(2) 争点

処分庁は、本件公文書について、条例第 10 条第 2 号ア及び同条第 5 号イに該当するとして、これを非公開とする決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件公文書を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件公文書の条例第 10 条第 2 号ア及び同条第 5 号イ該当性である。

以下、検討する。

(3) 本件特別展について

本件特別展は、日中国交正常化 40 周年を記念して、中国最古の王朝といわれる夏から宋の時代にわたる中国各王朝の貴重な文物を紹介する展覧会として、神戸市立博物館を会場に開催されたものである。

本件公文書は神戸市立博物館における開催に係るものであるが、処分庁によれば、今回は神戸のほか、東京、名古屋、福岡でも同内容の展覧会が開催されており、これら一連の展覧会の主催者である事業者は、文物の貸出、輸送、管理、返却等に関する中国政府機関との交渉をはじめ、各地での開催に係るそれぞれの博物館との協議、調整等を行っている。

そして、その際には、当該事業者がこれまでの展覧会開催の経験により培い、蓄積してきた、企画、会場設営、宣伝、グッズ販売、収支決算等に係る独自の手法を駆使しているとのことである。

(4) 条例第 10 条第 2 号ア該当性について

本件公文書を見分したところ、本件特別展の開催方式や負担金及びその負担割合、経理処理、業務分担などが記載されている。処分庁の説明によると、一連の同内容の展覧会であっても、事業者はそれぞれの展覧会ごとに最適な方式を選択しており、その内容が異なるとのことである。

これらは、事業者が長年にわたり培い、蓄積してきた展覧会開催に係るノウハウを反映したものであると考えられるが、こうしたノウハウが公にされると、競合他社が容易にノウハウを入手し、活用する可能性があることから、当該事業者の競争上の地位を害するものであり、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

(5) 条例第 10 条第 5 号イ該当性について

本件公文書である協定書の中には、本協定の内容及び本協定の遂行上知り得た業務上の事柄を第三者に開示、漏洩してはならない、とする守秘義務の条項が設けられている。

本件特別展のような大規模な展覧会の開催にあたっては、外国の政府機関を含む数多くの関係者が関わっており、展覧会を滞りなく運営するためには、各関係者間の信頼関係の維持が重要であると考えられる。そうした関係者間の信頼関係の重要性、また、上述したとおり本件公文書には展覧会の開催に係る事業者のノウハウが記載されていることを考慮すると、本件特別展の協定書に守秘義務条項を設けたことには合理性があると認められる。

上記のような性格を有する本件公文書を公開すれば、事業者及び関係者との信頼関係を損なうことが予想され、その結果、今後の展覧会の開催が著しく困難になるとする処分庁の主張は理解できるものである。したがって、本件公文書は条例第 10 条第 5 号イに該当すると認められる。

なお、審査請求人は、本件公文書のうちたとえ一部であっても公開するよう求めているが、守秘義務条項の対象は本件公文書である協定書全体に及んでおり、一部であっても公開することにより信頼関係を損なうおそれは否定できないことから、本件公文書全体を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年6月4日	—	* 諮問書を受理
平成25年6月27日	—	* 諮問庁から非公開理由説明書を受理
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議
平成25年8月28日	第271回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年9月20日	第272回審査会	* 審査請求人から意見を聴取 * 審議
平成25年11月12日	第273回審査会	* 審議
平成26年2月4日	第275回審査会	* 審議
平成26年3月26日	第276回審査会	* 審議